

安全・安心 かわら版



第2号

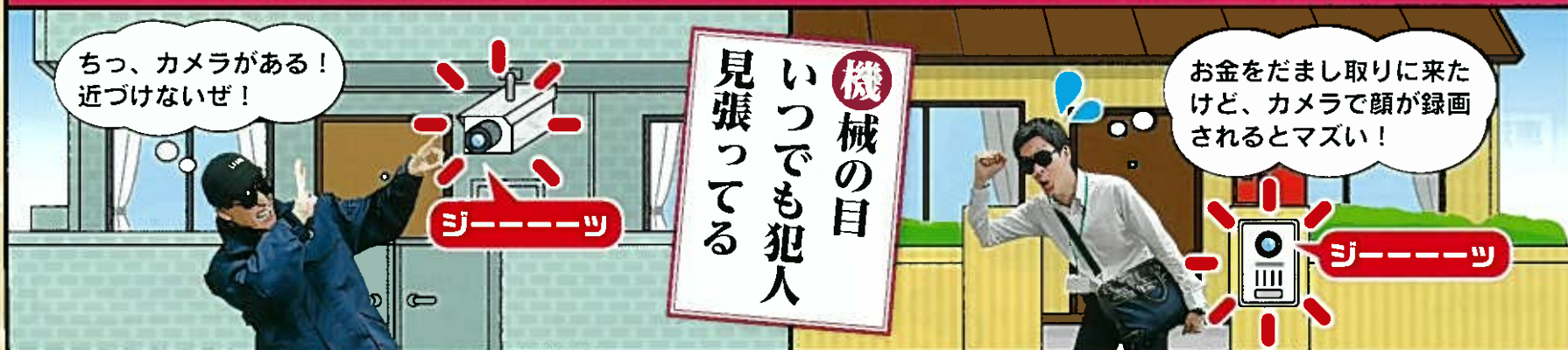
2020. 9



編集・発行 荒川区区民生活部生活安全課
〒116-0002 東京都荒川区荒川2-25-3
荒川区役所分庁舎 2階
TEL : 03-3802-4652 登録(02)0004号

防犯都市・荒川! 「住まいの防犯対策補助金」を活用して暮らし安全!

防犯カメラ・録画機能付きドアホン ~これが防犯対策ナンバーワン!~



防犯性の高い錠・補助錠 ~ツーロックで安心~



センサーライト ~光で犯人を発見~



荒川区ではこれらの防犯対策をされた方に補助金を交付しています!



補助金額: 費用の2分の1(100円未満切り捨て)

戸建て マンション等 居住者	防犯カメラ		上限 2万円
	録画機能付きドアホン		上限 7千円
	玄関ドア	防犯性の高い錠・補助錠 サムターンカバー等	上限 5千円
窓	防犯フィルム・補助錠等		
6戸以上の共同住宅 家主・管理組合等	その他	センサーライト・ダミー カメラ等	上限 15万円
	防犯カメラ※共用部分への設置に限る		

「荒川区住まいの防犯対策補助金」の利用条件(全てを満たす方)

荒川区に
住民登録があり、
現に居住している

今年度、初めて
補助金制度を
利用する

今年度
区内の販売店等で、
購入・設置した※

購入・設置した際の
領収証がある

利用可



・必要なもの~申請書、領収書、印鑑(シャチハタ不可)、振込口座のわかるもの(キャッシュカード、通帳等) ※区外販売店、領収書が発行されない通販不可

~詳しくは荒川区生活安全課までお問い合わせください~

お問い合わせ先

荒川区区民生活部生活安全課生活安全係
〒116-0002 東京都荒川区荒川2-25-3 荒川区役所分庁舎 2階
TEL 03(3802)4652

区のHPも
要チェック



アクセスできます。



荒川区住まいの防犯対策

検索

知らないと大事故に!?!ルールを守って自転車に乗ろう!

◆◆◆自転車の正しい乗り方(主なもの)◆◆◆

自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は「車のなかま」なので、原則として車道を走らなければなりません。



歩道は、歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しなければなりません。



自転車及び歩行者専用の標識



車道を通るときは、車道の左側を通行

車道を通るときは、車道の中央から左の部分の通行しなければなりません。



子どもはヘルメットを着用

保護者は、13歳未満の子どもにヘルメットをかぶせるよう努めなければなりません。

自転車事故で死亡した人の約8割が、頭部に致命傷を受けています。



◆◆◆自転車のダメな乗り方(主なもの)◆◆◆

一時停止の無視をしてはいけません



一時停止の標識

スマートフォンや音楽を聴きながら等の「ながら運転」は禁止です

スマートフォンや携帯電話、音楽プレーヤーなどを操作しながらの運転は、周囲の危険に気づかず、交通事故に直結し、大変危険です。



傘差し運転は禁止です

傘を差したまま自転車を運転すると、視野が妨げられ、安定を失い、大変危険です。



歩行者にむやみにベルを鳴らしてはいけません

※危険を防止するために、止むを得ない状況を除く



◆◆◆自転車も「あおり運転」は禁止です◆◆◆

道路交通法が改正(令和2年6月30日施行)

自転車で逆走して他の車両の進行を妨害する等の行為が、「あおり運転」として「自転車の危険行為」に追加されました。違反すると、場合によっては刑事罰を受けることがあります。 ※他の車両への妨害が対象です(歩行者に対する違反は別の規定が適用されます)

自転車の「あおり運転」の例

・逆走(車道の右側通行)して他の車両の進行を妨害

・幅寄せ ・急な進路変更
・ベルを執拗に鳴らす ・不必要な急ブレーキ



自転車の危険行為15項目

信号無視、一時停止違反、歩道での歩行者妨害、安全運転義務違反(ながら運転等)など

新規追加 他の車両への妨害(あおり運転)